

平成21年度6月期の期末・勤勉手当凍結に関する確認書

国立大学法人名古屋工業大学長 松井信行（以下「法人」という。）と名古屋工業大学職員組合執行委員長 服部博文（以下「組合」という。）とは、平成21年度6月期の期末・勤勉手当凍結に関して次の確認を行うものとする。

1. 労働契約法に則れば人事院勧告を理由とする給与の改定は認められないが、法人化後の勧告準拠の法人側の姿勢を考慮し組合はこれを配慮する。

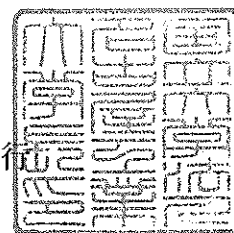
なお、今回の勧告は「凍結」措置であるため、8月の本勧告後に改めて組合と誠実に協議するものとする。

上記の確認書の締結を証するため本書2通を作成し、大学、組合それぞれ記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

平成21年5月26日

国立大学法人名古屋工業大学長

松井 信行



名古屋工業大学職員組合執行委員長

服部 博文

